

大規模災害復興法 「非常災害」指定による国等による災害復旧事業等の代行について

「著しく異常かつ激甚な非常災害」を「**非常災害**」として政令で指定（法第2条第9号）

- ⇒ 被災した都道府県や市町村等が災害復旧事業等の工事の代行を国や都道府県に要請
- ⇒ 国や都道府県は、工事の実施体制などの地域の実情を勘案し、円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で災害復旧事業等の代行が可能

国等による代行が可能な災害復旧事業等

漁港、砂防、港湾、道路、空港、海岸、地すべり施設、下水道、河川、急傾斜

「非常災害」として指定した災害における代行

災害名	政府の対応	発災日 閣議決定日	代行の事例（代行者）
平成28年熊本地震	非対本部	H28. 4. 14 H28. 5. 10	県道熊本高森線ほか3路線（国土交通大臣）
			有明海沿岸飽託海岸ほか6か所（農林水産大臣）
			村道喜多～垂玉線ほか2カ所（熊本県知事）
東日本台風（令和元年台風第19号）	非対本部	R1. 10. 10 R1. 10. 29	国道349号ほか5路線（国土交通大臣）
			阿武隈川水系内川ほか3河川（国土交通大臣）
令和2年7月豪雨	非対本部	R2. 7. 3 R2. 7. 31	村道神瀬大岩線ほか3路線（熊本県知事）